川崎町

ご遺族の皆様へ

死亡届提出後の諸手続きについて

このたびのご逝去を悼み、心よりお悔やみ申し上げます。
この冊子は、ご家族がお亡くなりになったときの、役場・その他関係機関等での主な手続きのご案内です。
（死亡に伴う手続きの全てを記載しているものではないことをご了承ください。）
各世帯の状況等により必要な手続きは異なりますので、詳しくは各担当窓口等へお問い合わせをお願いいたします。

川崎町役場　0947－72－3000

●窓口での本人様確認について

お手続きの際は、本人様確認を行うこととなっております。
窓口に来られる方は、下記の「本人確認書類」を必ずお持ちください。

①確認書類「1つ」でよいもの　→　官公署が発行した顔写真付きのもの
運転免許証・パスポート・在留資格証明書・マイナンバーカード等

②確認書類「2つ」必要なもの　→　官公署が発行した氏名・生年月日・性別等が記載されたもの
健康保険証・年金手帳・各種受給者証等

●目次●

1P　住民登録関係・各種年金

2P　各種年金・国民健康保険

3P　後期高齢者医療保険・介護保険

4P　各種介護サービス・水道・公営住宅・住宅新築資金等貸付金償還

5P　障害者手帳・各種福祉サービス・生活保護・軍人恩給・戦傷病者手帳
特別障害者手当・障害児福祉手当・小児慢性特定疾患・特定疾患・特定疾病療養費

6P　被爆者健康手帳・重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親医療証・保育園

7P　児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・学童クラブ・
町有地、公共物使用及び購入者

8P　町県民税・固定資産税・軽自動車税（種別割）・法人税

9P　普通自動車・農地相続・森林地相続・大型ごみの処分、不要物の処分・犬の登録・空き家

10P　就学援助・高校、大学等奨学金・電気、ガス、携帯電話、プロバイダー、NHK
金融関係・民間賃貸住宅・デジタルデータ

11～12P　各相談機関一覧

(メモ)

死亡に伴う役場等での主な手続き一覧表

●来庁される方は本人確認書類（免許証など）をご持参ください。
●複数課での手続となりますので時間に余裕を持ってお見えください。
●亡くなった方との続柄等によっては、住民票の写しや戸籍謄本の提出をお願いする場合があります。
●添付書類不足などの理由で、手続きが当日に完了しない場合もあります。ご了承ください。
●下記に記載した以外にも、役場での死亡に関する手続きが発生する場合があります。
●想定される範囲内で、役場以外の手続き等も掲載しています。
（すべてを網羅しているわけではないことをご了承ください）

川崎町役場　0947－72－3000

死亡後のさまざまな手続で、亡くなった方の死亡の事項について記載された戸籍謄本（抄本）等が、必要になることがあります。
この「死亡の事項が記載された」戸籍は、死亡日より14日前後、取得までにかかります。
亡くなった方の戸籍は、亡くなった方の本籍地のある役所で取得できます。

戸籍謄本（1通）　450円
除籍謄本（1通）　750円
（死亡後の手続きは、複数の戸籍謄本等が必要になる場合があります）
※戸籍謄本は郵送での請求もできます。
詳しくは、本籍地のある役所にお問合せください。

住民登録関係（世帯主変更・印鑑登録・マイナンバーカード）

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	3人以上世帯の世帯主が亡くなった	世帯主変更	□届出人の本人確認書類（免許証・保険証等）	死亡後速やかに（1人又は2人世帯の方は手続不要）	川崎町役場 住民課 住民年金係（1F）
□	印鑑登録証を持っていた	印鑑登録証返還	□印鑑登録証	死亡後速やかに	
□	住民基本台帳カードを持っていた	カードの返還	□住民基本台帳カード		
□	マイナンバーカードを持っていた（個人番号）	返還が必要		カード裏面に個人番号（マイナンバー）が記載されており、相続等の手続きで必要になる場合があります。	
□	マイナンバー通知カード（個人番号）	返還が必要		カード裏面に個人番号（マイナンバー）が記載されており、相続等の手続きで必要になる場合があります。	

年金関係

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	**（国民年金）** 老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金 を受給していた	死亡後の手続き 未支給年金の請求等	**●未支給年金請求** □亡くなった方の年金証書（原本） □認印（請求者のもの） □通帳（請求者のもの） □印鑑（請求者のもの） □亡くなった方の住民票の除票の写し または、死亡診断書の写し □請求者の世帯全員記載住民票の写し または、請求者のマイナンバーカード □戸籍謄本 (亡くなった方と請求者の関係がわかるもの) □生計維持・同一証明書 (亡くなった方と請求者が別世帯・別住所の場合) □請求者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等） ※その他 **●死亡後手続のみの場合** □亡くなった方の年金証書（原本） □死亡したことが確認できるもの (戸籍抄本、住民票の除票の写し、死亡診断書の写しのうち、いずれか１つ) □印鑑（届出者のもの） □届出者の本人確認ができるもの (運転免許証、マイナンバーカード等)	請求するには条件があり、個々人の状況で違います。詳しくは、手続時にお話しいたします。 ※亡くなった方の戸籍謄本等（死亡の事項が記載されたもの）は、死亡日より14日前後、取得までにかかります。亡くなった方の戸籍は、亡くなった方の本籍地がある役所で取得できます。	川崎町役場 住民課 住民年金係（1F） 又は 直方年金事務所 〒822-8555 福岡県直方市知古1-8-1 TEL 0949-22-0891

●農業者年金受給及び加入していた方
速やかに、町内JAたがわ各支所へ農業者年金死亡関係届出書を提出してください。
JAたがわ川崎支所　0947-73-2033

年金関係

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	国民年金に加入中だった (年金を受給する前に亡くなった)	●死亡一時金の請求 第1号被保険者として保険料を納めた月数（3/4納付月数は3/4、半額納付月数は1/2月1/4納付月数は1/4月として計算）が36月以上ある方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時、生計を同じくしていた遺族に支給	□亡くなった方の年金手帳 □印鑑（請求者のもの） □通帳（請求者のもの） □亡くなった方の住民票の除票の写し または、死亡診断書の写し □請求者の世帯全員記載住民票の写し 又は、請求者のマイナンバーカード □戸籍謄本 (亡くなった方と請求者の関係がわかるもの) □生計維持・同一証明書 (亡くなった方と請求者が別世帯・別住所の場合) □請求者の本人確認ができるもの (運転免許証、マイナンバーカード等)	請求するには条件があります。 また、亡くなった方の年金加入歴等によって手続が異なります。 ※書類をご用意いただく前にお問い合わせください。	川崎町役場 住民課 住民年金係 （1F） 又は 直方年金事務所 〒822-8555 福岡県直方市知古 1-8-1 ℡ 0949-22-0891
		寡婦年金の請求 遺族基礎年金の請求	上記に加え □最新の所得証明又は非課税証明書 （請求者のもの） □死亡診断書の写しまたは死亡記載事項証明書		
□	厚生年金を受給していた	直方年金事務所(連絡先は右記）へお問い合わせください。 ※未支給年金や遺族厚生年金の請求ができる場合があります。		請求するには条件があります。 また、手続きの種類などにより必要な書類が異なります。 書類をご用意いただく前にお問い合わせください。	
□	厚生年金に加入中であった	勤務先、または直方年金事務所(連絡先は右記）へお問い合わせください。 ※遺族厚生年金の請求ができる場合があります。			
□	共済年金を受給していた	所属していた共済組合又は、退職前最後の勤務先へお問い合わせください。 ※未支給年金や遺族共済年金の請求ができる場合があります。		請求するには条件があります。 また、手続きの種類などにより必要な書類が異なります。 書類をご用意いただく前に、右記へお問い合わせください。	所属していた 共済組合又は 勤務先等 又は 直方年金事務所
□	共済年金に加入中であった	勤務先、または所属中の各共済組合へお問い合わせください。 ※遺族共済年金の請求ができる場合があります。			

国民健康保険

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	国民健康保険被保険者証 を持っていた	被保険者証の返還	国民健康保険被保険者証 ※限度額認定証をお持ちの場合は一緒にご返還ください。	死亡届提出後すぐ	川崎町役場 住民課 国保医療係 （1F）
		死亡後の手続き	●葬祭費の支給申請 (葬儀を行った喪主の方への支給) □申請する方の本人確認書類（免許証等） □葬儀費の領収書または会葬礼状等 □喪主の方の預金通帳 □印鑑 □個人番号が確認できるもの （個人番号カード、通知カード等） ●世帯主変更 亡くなった方が世帯主の場合、同一世帯内に他の加入者の方がいる場合は、被保険者証の世帯主変更をお願いします。 □他の加入者の方の被保険者証 □印鑑 □保険税が口座振替の場合、変更される方の預金通帳と銀行届出印	（葬祭費） 葬儀の翌日から２年以内 死亡後速やかに手続きを行ってください。	

後期高齢者医療保険・介護保険

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	後期高齢者医療保険被保険者証を持っていた	被保険者証の返還	後期高齢者医療保険被保険者証 ※限度額認定証をお持ちの場合は、 一緒にご返還ください。	死亡届提出後すぐ	川崎町役場 高齢者福祉課 高齢者医療係 （1F）
		死亡後の手続き	●葬祭費の支給申請 (葬儀を行った喪主の方への支給) □後期高齢者医療保険被保険者証 □葬祭費の領収書または会葬礼状等 □喪主の方の預金通帳 □印鑑 ●保険料の清算 既に支払った保険料が支払うべき保険料より 多い場合は、還付されます。 逆に、支払った保険料が支払うべき保険料より 少ない場合は、お支払いいただくこととなります ※還付の場合 □ 申請者の預金通帳 □ 印鑑 ●高額療養費（※申請が必要） 亡くなった方の1か月の医療費の自己負担が 自己負担限度額を超えていた場合には、超えた 額が高額療養費として相続人へ払い戻しされます。 □ 相続人代表者と死亡者の続柄がわかる戸籍 □ 相続人の預金通帳 □ 印鑑	（葬祭費・高額療養費） 告別式の翌日から ２年以内 死亡後速やかに手続きを 行ってください。 請求するには条件があります。 書類をご用意いただく前に お問い合わせください。	
□	介護保険被保険者証を持っていた	被保険者証の返還	介護保険被保険者証 ※介護保険負担限度額認定証・利用者負担額軽減確認証をお持ちの場合は、一緒にご返還ください。	死亡届提出後すぐ	川崎町役場 高齢者福祉課 高齢者福祉係 （1F）
		死亡後の手続き	●保険料の清算 既に支払った保険料が支払うべき保険料より 多い場合は、相続人に還付されます。 後日、還付通知書が亡くなった方宛に届きます。 相続人の方等、亡くなった方以外の住所地への 送付を希望する場合は、届出をお願いします。 ●高額介護サービス費の代理請求 亡くなった方が高額介護サービス費支給対象者 となっていた場合、相続人名義の口座の届出を お願いします。 □ 相続人の預金通帳 □ 相続人の印鑑	死亡後速やかに手続きを行って ください。	

各種介護サービス等

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	配食サービス 家族介護用品給付 緊急通報装置　　などの利用	利用廃止届 利用料の清算 ※亡くなる日までの利用料をお支払いいただきます。	□ 窓口に来られる方の印鑑	速やかに届出をお願いします。	川崎町役場 高齢者福祉課 高齢者福祉係 （1F）
□	デイサービス ヘルパーなどの介護サービス などの利用	利用停止の手続きを行ってください。利用施設等へご連絡をお願いします。			各サービス利用施設

水道

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	水道の使用名義人の方が亡くなった	利用廃止届 使用者変更 （口座名義変更）	●水道料金未納がある場合、お支払いをお願いします。 ●水道料金の口座振替 □ 新名義人の預金通帳・銀行届出印 ※水道料金が亡くなった方名義の口座振替であった場合、改めて別の口座をご登録ください。	速やかに届出をお願いいたします。	川崎町役場内 （田川広域水道企業団 川崎町水道事務所） （1F）

公営住宅（町営）

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	（町営） 単身世帯の名義人が亡くなった	住宅明渡届 未支払分支払	□印鑑（認印）	速やかに届出をお願いします。 ※住宅使用料の清算・原状回復費等が 別途発生します。 ※家財道具の移動・処分・清掃等を行っていただく必要があります。	川崎町役場 住宅課 住宅管理係 （２F）
□	（町営） 名義人が亡くなり、同居親族が 引続き住宅への居住を希望する場合	町営住宅入居 承継承認申請	【世帯員全員】 □住民票の写し □戸籍謄本 （住民票で、確認ができない場合のみ） 【名義人変更】 □印鑑（認印） 【名義人の連帯保証人】 □印鑑（実印） □印鑑登録証明書 □収入の額を証する書類 □税に滞納が無いことを証する書類	速やかに届出をお願いします。	
□	（町営） 名義人以外の同居親族が 亡くなった	町営住宅同居者 異動届	□亡くなった事実を証する書類 （住民票除票等） □印鑑（認印）	速やかに届出をお願いします。	

公営住宅（県営）

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	住宅明渡・名義変更等	□手続の内容により、提出書類等が異なりますので、速やかに下記に問い合わせをお願いします。 〒820-0040　福岡県飯塚市吉原町６-１ 福岡県住宅管理公社筑豊管理事務所　（0948－21－3232）			
□	県営住宅汚水処理施設使用料支払	□未支払分の住宅汚水処理施設使用料を、お支払いください。 川崎町役場住宅課住宅管理係（2F）			

住宅新築資金等貸付金償還

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	住宅新築資金等貸付金債務者が亡くなられた場合は、下記まで速やかに届出をお願いします。 川崎町役場住宅課住宅資金償還係（2F）				

障害者手帳・各種福祉サービス受給等

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □ □	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	手帳の返還・喪失	□該当の手帳 □来庁する方の印鑑	速やかに届出をお願いします。	川崎町役場 福祉課福祉係 （1F）
□ □ □	自立支援医療費受給証 （更生・精神通院・育成） 障害者（児）福祉サービス受給者証 障害者（児） 移動支援事業・日中一時支援事業 利用決定通知書をお持ちの方	受給者証の返還・喪失	□該当の受給者証等 □来庁する方の印鑑	速やかに届出をお願いします。	

生活保護

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	生活保護受給者であった方	受給者証の返還・喪失	受給者証	速やかに届出をお願いします。	川崎町役場 福祉課福祉係 （1F）

軍人恩給・戦傷病者手帳

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	軍人恩給を受けていた方	死亡後の手続があります。下記に連絡し、必要な手続きを行ってください。 **●総務省人事・恩給局　恩給相談室　　０３－５２７３－１４００**			
□	戦傷病者手帳をお持ちの方	受給者証の返還・喪失	□戦傷病者手帳 □ 来庁する方の印鑑 □ 住民票除票	速やかに届出をお願いします。	川崎町役場 福祉課福祉係 （1F）

特別障害者手当・障害児福祉手当

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	特別障害者手当を受けていた方	死亡後の手続	□来庁する方の印鑑 □請求者（相続人）の預金通帳 ※未支給分の請求ができる場合があります。 未支給分の請求者は、生計を同一にしていた相続人となります。 ※戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。(詳細は、問い合わせ)	速やかに届出をお願いします。	川崎町役場 福祉課福祉係 （1F）
□	障害児福祉手当を受けていた方	死亡後の手続き			

小児慢性特定疾患・特定疾患・特定疾病療養など

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □ □	小児慢性特定疾患① 特定疾患医療② 特定疾病療養(③※)	受給者証の返還	受給者証 ※③は、ご加入中の健康保険での手続となります。	速やかに届出をお願いします。 ※特定疾病療養受療証については、加入している健康保険での手続となります。	①・②は 福岡県 田川保健福祉事務所 健康増進課健康増進係 TEL 0947-42-9345

被爆者健康手帳

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	被爆者健康手帳お持ちの方	死亡後の手続	□来庁する方の印鑑 □被爆者健康手帳等 □手当証書 （手当を受給していた場合） □厚生労働大臣の認定証 （原爆症の認定を受けていた場合） □死亡を証する書類 （死亡診断書又は死体検案書の写し） ※亡くなった被爆者の葬儀を行った方は、葬祭料の支給を受けることができる場合があります。 □死亡を証する書類 （死亡診断書又は死体検案書の写し） 死亡届と同時に申請する場合は不要。 □葬儀を行った人を確認できる書類 （会葬御礼の挨拶状（原本）等） □喪主の方の金融機関振込先通帳 □印鑑	速やかに届出をお願いします。 ※戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。 （詳細は、問い合わせ）	福岡県 田川保健福祉事務所 健康増進課 健康増進係 TEL 0947－42－9345

重度障害者医療証

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	重度障害者医療証をお持ちの方	医療証の返還	□来庁する方の印鑑 □医療証	速やかに届出をお願いします。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）

子ども医療証

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	保護者(扶養者）が亡くなったとき （対象児を健康保険の扶養に入れている方）	資格喪失・変更届	□来庁する方の印鑑 □新扶養者の保険証 □対象児の新保険証 □子ども医療証	保護者(扶養者)が亡くなった場合新しく対象児の保護者(扶養者)になられる方の健康保険等の状況により、手続きが異なる場合がありますので詳しくは、おたずねください。 ※ひとり親医療等の該当になる場合もあります。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）
□	対象の子どもさんが亡くなったとき	医療証の返還	□子ども医療証 □来庁する方の印鑑		

ひとり親医療証

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	保護者(扶養者）が亡くなったとき （対象児を健康保険の扶養に入れている方）	資格喪失届 医療証の返還	□ひとり親医療証 □来庁する方の印鑑	保護者(扶養者)が亡くなった場合、ケースにより、手続きが異なりますので必ずご連絡ください。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）
□	対象の子どもさんが亡くなったとき	資格喪失届 医療証の返還	□ひとり親医療証 □来庁する方の印鑑 ※ケースにより手続きが異なるため、必ずご連絡ください。		

保育園

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	保護者(扶養者）が亡くなったとき	保護者変更等	□来庁する方の印鑑 ※ケースにより手続きが異なるため、 必ずご連絡ください。	保護者(扶養者)が亡くなった場合、ケースにより、手続きが異なりますので必ずご連絡ください。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）
□	対象の子どもさんが亡くなったとき	退所手続			

児童手当

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □	保護者(扶養者）が亡くなったとき （対象児を健康保険の扶養に入れている方） 対象の子どもさんが亡くなったとき	資格喪失届	□来庁する方の印鑑 □新扶養者の保険証 □新扶養者の預金通帳 □対象児の新保険証 □対象児名義の預金通帳　　など ※未支給分がある場合、対象児名義の口座に振込となります。 □来庁する方の印鑑 □受給者証	保護者(扶養者)が亡くなった場合新しく対象児の保護者(扶養者)になられる方の健康保険等の状況により、手続きが異なる場合がありますので、必ずご連絡ください。 ※児童扶養手当受給者の該当になる場合もあります。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）

児童扶養手当

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □	保護者(扶養者）が亡くなったとき （対象児を健康保険の扶養に入れている方） 対象の子どもさんが亡くなったとき	受給者死亡届兼未支払手当請求書 新規認定請求書 （新たに対象児童を監護または養育する者）	□来庁する方の印鑑 □対象児名義の預金通帳 □受給者証 ※未支給分がある場合、対象児名義の口座に振込となります。 □対象児・亡くなった保護者の個人番号 □戸籍謄本 □新養育者の預金通帳・個人番号　　など □来庁する方の印鑑 □受給者証	保護者(扶養者)が亡くなった場合ケースにより必要書類・手続きが異なりますので、 必ずご連絡ください。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）

特別児童扶養手当

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □	保護者(扶養者）が亡くなったとき （対象児を健康保険の扶養に入れている方） 対象の子どもさんが亡くなったとき	受給者死亡届兼未支払手当請求書 新規認定請求書 （新たに対象児童を監護または養育する者）	□来庁する方の印鑑 □新扶養者の保険証 □対象児の新保険証 □対象児名義の預金通帳 □受給者証 □対象児・新養育者の個人番号 □新養育者の預金通帳　　など ※未支給分がある場合、対象児名義の口座に振込となります。 □来庁する方の印鑑 □受給者証	保護者(扶養者)が亡くなった場合ケースにより必要書類・手続きが異なりますので、必ずご連絡ください。 ※児童扶養手当受給者の該当になる場合もあります。	川崎町役場 福祉課子ども係 （1F）

学童クラブ

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □	保護者(扶養者）が亡くなったとき 対象の子どもさんが亡くなったとき	保護者変更等 退所手続	保護者(扶養者)が亡くなった場合 ケースにより手続きが異なりますので、通所している学童クラブへ必ず届出を行ってください。(※新保護者の雇用証明など)		各学童クラブ

町有地・公共物使用／購入者

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	町有地・公共物使用／購入者が亡くなったとき	名義人変更他	□相続関係がわかる書類 □手続きする方の印鑑 □新名義人の預金通帳・銀行届出印 その他	速やかに手続きをお願いします。 ※詳細はお問い合わせください。	防災管財課 管財契約係 （2F）

町・県民税

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	町・県民税の課税対象者が亡くなったとき	未払税の支払等	□相続人の印鑑　　その他 ※ケースにより、必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	速やかに手続きをお願いします。 ※詳細はお問い合わせください。	川崎町役場 税務課 税務収納係 （1F）

固定資産税

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	固定資産税の課税対象者が亡くなった	相続人代表者の指定 未払税の支払他	□相続人（全員）の印鑑　　その他 ※ケースにより、必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	速やかに手続きをお願いします。 ※詳細はお問い合わせください。	川崎町役場 税務課固定資産係 （1F）
□	土地・家屋等の名義変更	名義変更	●土地／登記している家屋の場合 福岡法務局田川支局で、相続登記の手続きを行ってください。 必要な書類等はお問い合わせください。 ●登記していない建物の場合 川崎町役場税務課固定資産係（1F） 必要なもの □未登記家屋所有者名義変更届 □相続したことを証する書類　　その他　　※詳しくはお問い合わせください。	福岡法務局田川支局 田川市中央町４番２０号 TEL　0947－44－1431	

軽自動車税（種別割）

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	１２５ｃｃ以下のバイク、 小型特殊自動車を持っていた	未払税の支払 名義変更・廃車	□　相続人の印鑑　　その他 ※ケースにより、必要な書類等が異なりますので、お問い合わせください。	速やかに手続きをお願いします。 ※詳細はお問い合わせください。	川崎町役場 税務課 税務収納係 （1F）
□	□ 126ｃｃ～250ｃｃのバイク □ 250ｃｃを超えるバイク □ ３輪、４輪の軽自動車	未払税の支払 名義変更・廃車	□126ｃｃ～250ｃｃのバイク　・250ｃｃを超えるバイクの名義変更、廃車手続きは 九州運輸局福岡運輸支局筑豊自動車検査登録事務所 （飯塚市仁保23-39　TEL 050-5540-2080） ※未払税の支払については、川崎町役場税務課税務収納係へお支払・お問い合わせください。 □３輪、４輪の軽自動車　の名義変更、廃車手続きは 軽自動車検査協会福岡主管事務所筑豊支所　（飯塚市仁保23-68　TEL　050-3816-1753 ） ※未払税の支払については、川崎町役場税務課税務収納係へお支払・お問い合わせください。		

法人税

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	法人の代表者（役員）の方が亡くなった	代表者の変更	□代表者の変更登記 福岡法務局 田川支局 田川市中央町4番20号　　TEL　0947-44-1426 □代表者変更の届出 川崎町役場税務課税務収納係　（1F） ※必要な書類等については、各々お問い合わせをお願いします。		

普通自動車

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	所有者が死亡した場合は、相続人全員の共有財産とするのか、一人の相続人が相続するのか、廃車するのか等により、手続き及び必要な書類等が異なりますので下記までお問い合わせください。 〒820-0115　福岡県飯塚市仁保23-39 九州運輸局福岡運輸支局筑豊自動車検査登録事務所　TEL　050-5540-2080				

農地を相続された場合

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）により農地の権利（所有権や賃借権等）を取得した方は、届出が必要です。 必要な書類等については、下記へお問い合わせください。 川崎町農業委員会事務局（庁舎2F）				

森林の土地を相続された場合

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	相続により森林の土地を取得した方は、届出が必要です。（９０日以内） 必要な書類等については、下記へお問い合わせください。 川崎町農林振興課（庁舎2F）				

大型ごみの処分・不要物の処分について

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	**●不要物を直接搬入する場合** 直接搬入場所 田川市川崎町清掃センター 田川郡川崎町大字川崎3419-3　Tel：0947-72-3428 ①持込時間　月曜日　～　金曜日　8：30～12：00/13：00～15：45 ②休日　　土曜日・日曜日・正月三箇日（※年末は、持込時間の変更がある場合があります。） ※不要物を直接搬入するご家族の方が川崎町住民でない場合は、亡くなった方との関係がわかる証明書等が必要になりますので、必ずお問い合わせください。 川崎町役場住民課環境保全係（庁舎2F）				
□	**●大型ごみの引取** 予約制となっています。電話で予約を取っていただき、予約された週の水曜日8：30までに、ご自宅前やごみステーションに証紙を貼って出してください。 証紙は、スーパー・ホームセンター等（川崎町内）で購入できます。 詳しくは右記へ、お問い合わせください。　川崎町役場住民課環境保全係（庁舎2F）				

犬の登録

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	犬の飼い主が亡くなった	登録者変更・抹消	□来庁する方の印鑑 （新飼い主）	新しい飼い主が決まったとき	川崎町役場 住民課 環境保全係 （2F）

空き家について

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	**●空き家の管理** 空き家や樹木等の適正管理をお願いいたします。役場では、木の伐採・草刈・管理代行等は行っておりません。 **●空き家バンク** 相続により取得した、空き家又は 空き地 の賃貸・売却を希望される方は、下記へご相談ください。 川崎町役場企画情報課企画調整係（3F）				

就学援助制度受給者の方

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □	保護者(扶養者）が亡くなったとき 対象の子どもさんが亡くなったとき	死亡後の手続き	□来庁する方の印鑑 ※ケースにより手続きが異なるため、必ずご連絡ください。	保護者(扶養者)が亡くなった場合は、ケースにより、手続きが異なりますので必ずご連絡ください。	川崎町教育委員会 教務課教務係 （コミュニティセンター1F）

給付型奨学金受給者の方

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	受給者が亡くなったとき	死亡後の手続き	手続きの詳細については、右記へお問い合わせください。		川崎町教育委員会 教務課教務係 （コミュニティセンター1F）

高校・大学生等で福岡県教育文化奨学財団・日本学生支援機構の奨学金を受給/返済

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□ □	●高校生・高等専門学校生 保護者(扶養者）が亡くなったとき 対象の子どもさんが亡くなったとき	手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。 福岡市博多区東公園７－７（福岡県教育庁内） 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所　TEL　０９２－６４１－７３２６			
□ □	●大学生・専門学校生等 保護者(扶養者）が亡くなったとき 対象の子どもさんが亡くなったとき	手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。 福岡県福岡市中央区大名2-9-27 野村不動産赤坂センタービル3階 独立行政法人日本学生支援機構九州支部　TEL　０９２－７９１－２０６３			

電気・ガス・携帯電話・固定電話・プロバイダー・NHK

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	**●電気** 名義変更・契約解除・ 未支払分清算等の手続き	契約している電力会社にお問い合わせください。 （※九州電力　田川営業所田川市大字奈良1639番地５　TEL 0120-986-105）			
□	**●ガス** 名義変更・契約解除・ 未支払分清算等の手続き	契約しているガス会社にお問い合わせください。			
□	**●携帯電話** 名義変更・契約解除・ 未支払分清算等の手続き	契約している携帯電話事業者にお問い合わせください。			
□	**●固定電話** 名義変更・契約解除・ 未支払分清算等の手続き	契約している固定電話事業者にお問い合わせください。 （※NTT西日本　固定電話から →　局番なしの116　携帯電話から → 0800－2000－116）			
□	**●プロバイダー** 名義変更・契約解除・ 未支払分清算等の手続き	契約しているプロバイダー事業者にお問い合わせください。			
□	**●NHK** 名義変更・契約解除・ 未支払分清算等の手続き	NHK受信料関係問い合わせ先　（死亡後、空き家になる場合は早急に手続きしましょう。） TEL　０１２０－１５－１５１５（９時から２０時まで）			

金融関係（銀行・郵便局・生命保険・自動車損害保険・火災保険・証券等）

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	相続を証明する書類等ケースにより必要なものが異なりますので、口座や契約のある各金融関係にお問い合わせください。				

民間賃貸住宅・アパート

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	名義変更・解約（明渡）	各ケースにより、必要な書類・手続き等が異なりますので、賃貸契約締結先の大家・不動産管理会社に速やかにご相談ください。			

亡くなった方が所有していたパソコン・スマホの内部情報等（デジタルデータ）

	手続きが必要な場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	期間・注意点	担当窓口
□	ネット銀行・ネット証券・料金が発生するPC、スマホ内の各種契約等の解約 （アマゾン会員など） SNSアカウント	故人が使用していたPC/スマホ内には、各種の契約がある場合があります。また、故人がID/パスワード等設定していますので、残された家族が知らない場合もあり近年問題となっています。 お困りの際は、民間の「デジタル遺品サポートサービス」等(有料）を利用し、解読を依頼する方法もあるようです。 (※役場では、事業所紹介等のあっせんは行っておりません。インターネット等でお調べの上、行ってください。）			

●各種相談等窓口一覧　（※記載事項が変更となっている可能性もありますので、必ず電話でご確認ください）

相談の種類	相談窓口	相談日程	問い合わせ先	内容
弁護士による 法律相談	田川弁護士センター ※電話予約制 (当日予約は不可) 田川市栄町1番地の5 大城ビル4階	毎週月曜日～土曜日 13：00～16：00 （日祝日を除く） ※土曜日(相談のみ)	田川弁護士センター TEL 0947－42－2330	(川崎町民対象) 町民1人につき1年度（4月～翌年3月）に1回のみ、30分間無料の弁護士相談の紹介状を発行しています。 弁護士センターへ電話予約の上、下記へ「紹介状」発行申請を行っていただき交付された「紹介状」を弁護士センターでの相談の際に持参されてください。 川崎町役場総務課庶務係（3F）
消費者生活相談	①田川郡消費者センター TEL 0947-28-9300 ②消費者ホットライン TEL 0570-064-370	毎週月～金曜日 （祝日・年末年始除く） 8：30～17：00	①田川郡消費者センター TEL　0947-28-9300 ②消費者ホットライン TEL　0570-064-370	契約トラブル・架空請求・多重債務など
心配ごと相談	川崎町 社会福祉協議会	毎週水曜日 （福祉センター 休館日を除く） 10：00～15：00	川崎町社会福祉協議会 TEL　0947-72-5244	家庭のこと、土地家屋のこと、 交通事故のことなど
こころの相談 （要予約）	(※いずれも事前予約) ①川崎町役場健康づくり課 （保健センター） ②田川保健福祉事務所	①月一回　月曜日 8:30～17:00 ※月で違いあり （要確認） ②毎月第2火曜・ 第4木曜日	①川崎町役場健康づくり課 （保健センター） TEL　0947-72-7083 ②田川保健福祉事務所 TEL　0947-42-9307	①臨床心理士による個別相談の対応を行なっています ②精神科医師による相談対応を行なっています。
ひとり親 困りごと相談	ひとり親サポートセンター 飯塚ブランチ 飯塚市新立岩８-１ 福岡県飯塚総合庁舎２階 嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所内	月～金曜 9：00 ～ 17：00	ひとり親サポートセンター 飯塚ブランチ TEL　0948-21-0390	ひとり親家庭の人などを対象に、ハローワークと連携した就業支援や養育費相談等を行っています。 まずは、お電話ください。
子育て世帯の 様々な相談	子ども支援 田川オフィス 田川市大字伊田 3294番地13 （福岡県田川保健福祉事務所斜め前、田川保健所別館1F）	月～土曜 9：30～17：30 祝日も開いています。 （土曜日は電話相談のみ。）	子ども支援 田川オフィス TEL　0947-44-8612	経済的な悩み・不安を抱える 子育て世帯に ワンストップで相談対応
生活困窮者 困りごと相談	福岡県自立相談支援事務所 （嘉穂郡・田川郡） 田川市大字伊田 ３２９４番地１３ 田川保健所別館１Ｆ	月～土曜 9：30～17：30 祝日も開いています。 （土曜日は電話相談のみ。）	福岡県自立相談支援事務所 （嘉穂郡・田川郡） TEL　0947-44-8631	くらしの困りごと（家計（お金）、仕事、暮らし）に関する相談支援

相談の種類	相談窓口	相談日程	問い合わせ先	内容
犯罪被害相談	心のリリーフ・ライン	月曜から金曜 9：00～17：45 (祝日・年末年始を除く)	心のリリーフ・ライン TEL 092-632-7830	犯罪の被害にあわれた方々の 心のケア
心のなやみ・相談	心の電話筑豊	月曜から金曜 18：00～21：00	心の電話筑豊 TEL 0948-29-2500	心のなやみ・心の健康
精神保健福祉相談	福岡県精神保健 福祉センター	月曜から金曜 8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く)	福岡県精神保健 福祉センター TEL 092-582-7500	精神保健福祉相談、思春期、薬物、 アルコールの問題、 自殺につながる悩み
ひきこもり相談	福岡県ひきこもり 地域支援センター	月曜から金曜 9：00～17：15 (祝日・年末年始を除く)	福岡県ひきこもり 地域支援センター TEL 092-582-7530	ひきこもりに関する悩み （おおむね18歳以上）
医療に関する 苦情・相談	福岡県医療相談 支援センター	月曜から金曜 9：30～11：00 13：30～16：00 (祝日・年末年始を除く)	福岡県医療相談 支援センター TEL 092-474-6633	医療に関する苦情・相談

（メモ）